

令和3年6月

伊那市議会定例会 委員会提出議案書

(関係資料)

令和3年6月25日

令和3年6月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

| | |
|--|----|
| 委員会提出議案第3号 伊那市議会会議規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 委員会提出議案第3号関係資料 伊那市議会会議規則新旧対照表 | 6 |
| 委員会提出議案第4号 伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 委員会提出議案第4号関係資料 伊那市議会委員会条例新旧対照表 | 8 |
| 委員会提出議案第5号 伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の 一部を改正する条例 | 9 |
| 委員会提出議案第5号関係資料 伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する 条例新旧対照表 | 10 |

伊那市議会会議規則の一部を改正する規則

伊那市議会会議規則（平成 18 年伊那市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 81 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 102 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 25 日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 唐澤 千明

(提案理由)

議員の本会議及び委員会への欠席事由等の明文化並びに請願書及び陳情書に係る押印規定の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

委員会提出議案第3号関係資料

伊那市議会会議規則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> |
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第81条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、自身の出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第81条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、自身の出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> |
| <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第102条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>請願者が押印しなければならない。</u></p> <p>2 <u>請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> | <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第102条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> |

伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊那市議会委員会条例（平成18年伊那市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項及び第2項中「又は押印」を削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月25日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 唐澤 千明

（提案理由）

行政手続における押印の見直しに伴い、会議の記録への押印を要しないこととするため、提案するものであります。

委員会提出議案第4号関係資料

伊那市議会委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 略</p> | <p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名をしなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 略</p> |

伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年伊那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する期間」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月25日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 唐澤 千明

（提案理由）

自身の出産のために会議等に出席又は参加しない期間のうち長期欠席期間として扱わない期間について、所要の改正を行うため、提案するものであります。

委員会提出議案第5号関係資料

伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(長期欠席期間の決定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず、又は参加しなかった期間を長期欠席期間としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自身の出産。ただし、<u>労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)</u>に規定する期間の範囲内であって、かつ、市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。</p> <p>(3) 略</p> | <p>(長期欠席期間の決定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず、又は参加しなかった期間を長期欠席期間としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自身の出産。ただし、<u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内であって、かつ、市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。</p> <p>(3) 略</p> |